（建設部の所掌事務）

第三条　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

二十一　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

二十二～二十五　（略）

二十六　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること。

二十七～三十　（略）

三十一　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。

三十二　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十三　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。

三十四　第三十一号から第三十三号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

三十五　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

三十六　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

三十七　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

三十八～四十二　（略）

四十三　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。第五十四号並びに第五十条及び第五十三条において「道路の整備等」という。）に関する長期計画（直轄国道等及び北海道の開発道路に係るものに限る。）に関すること。

四十四～五十五　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（建設部の所掌事務）

第三条　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

二十一　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

二十二～二十五　（略）

二十六　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。

二十七～三十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三十一～三十五　（略）

三十六　道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。第四十七号並びに第五十条及び第五十三条において「道路の整備等」という。）に関する長期計画（直轄国道等及び北海道の開発道路に係るものに限る。）に関すること。

三十七～四十八　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）